

5 相談窓口

(1) 児童相談所

18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じています。特に障害相談については、専門家による判定や養育面の指導のほか、必要に応じて障害児入所施設への入所等を行っています。

No	名称	所在地	管轄区域	TEL	FAX
1	中央児童相談所	320-0071 宇都宮市野沢町4-1	宇都宮市、鹿沼市、日光市、 真岡市、上三川町、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町	(028) 665-7830	(028) 665-7831
2	県南児童相談所	328-0042 栃木市沼和田町17-22	足利市、栃木市、佐野市、小山市、 下野市、壬生町、野木町	(0282) 24-6121	(0282) 24-6119
3	県北児童相談所	329-2723 那須塩原市南町7-20	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町	(0287) 36-1058	(0287) 37-5799

(2) 基幹相談支援センター・相談支援事業所等

各地域で生活している障害者やその家族に対して、各種の相談に応じ、情報提供及び助言を行うとともに、市町、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行い、障害者やその家族の地域における生活を支援し、在宅障害児者の自立と社会参加を促進します。

※下記の市町から委託された事業者のほか、指定特定相談支援事業者等があります。(P102 参照)

No	市町	名 称	所在地	TEL	FAX
1	宇都宮市	障がい者生活支援センター ひかり（西部）	320-0072 宇都宮市若草4-20-7 セントラル若草206	(028) 678-3077	(028) 612-7718
2		障がい者生活支援センター サポート みゆき（東部）	321-0971 宇都宮市海道町79	(028) 661-5116	(028) 661-5145
3		障がい者生活支援センター クライス（中央部）	320-0043 宇都宮市桜2-5-30 福田ビル2F	(028) 666-5911	(028) 666-5912
4		障がい者生活支援センター スローライフ（北部）	321-2114 宇都宮市下金井町587	(028) 678-8781	(028) 678-8782
5		障がい者生活支援センター とみや（南部）	320-0061 宇都宮市宝木町1-40-7	(028) 612-8120	(028) 612-8110
6	足利市	足利市障がい者基幹相談 支援センター（すくらむ）	326-0064 足利市東砂原後町1072 足利市総合福祉センター内	(0284) 44-0307	(0284) 44-0318
7	栃木市	栃木市障がい児者 相談支援センター	328-8686 栃木市万町9-25	(0282) 21-2219	(0282) 21-2682
8	佐野市	障がい者相談支援 センター みどり	327-0831 佐野市浅沼町146-5 (福)とちのみ会 フロム浅沼 内	(0283) 24-5759	(0283) 24-5333
9		相談支援事業所さの (たくと)	327-0843 佐野市堀米町3905-4 (福)ブローニュの森内	(0283) 24-9135	(0283) 85-7752
10	鹿沼市	鹿沼市障がい児者 基幹相談支援センター	322-0074 鹿沼市日吉町1011 鹿沼市やまびこ荘内	(0289) 60-2588	(0289) 77-5528
11	日光市	日光市障がい者基幹 相談支援センター	321-1292 日光市今市本町1	(0288) 25-3110	(0288) 21-5105
12		日光市障がい者 相談支援センター		(0288) 22-8522	
13	小山市	小山市障がい児者 基幹相談支援センター	323-8686 小山市中央町1-1-1 小山市役所 2階 福祉総務課内	(0285) 23-5050	(0285) 29-6090

No	市町	名 称	所在地	TEL	FAX
14	真岡市	真岡市基幹相談支援センター	321-4325 真岡市田町1349-1 ふれあい福祉プラザ内	(0285) 80-7765	(0285) 81-7789
15	大田原市	大田原市障害者 基幹相談支援センター	324-0041 大田原市本町1-3-1	(0287) 20-6751	(0287) 20-6751
16		大田原市障害者 相談支援センター	大田原市役所A別館内		
17		地域生活支援センター ゆずり葉	325-0055 那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア内	(0287) 63-7777	(0287) 73-7022
18	矢板市	矢板市基幹相談支援センター	329-2192 矢板市本町5-4	(0287) 44-2112	(0287) 43-5404
19	那須塩原市	那須塩原市 基幹相談支援センター	325-8501 那須塩原市共壘社108-2 那須塩原市役所(本庁舎)内	(0287) 62-7787	(0287) 63-8911
20		地域生活支援センター ゆずり葉	325-0055 那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア内	(0287) 63-7777	(0287) 73-7022
21		栃木県北地区 手話通訳派遣協会	325-0026 那須塩原市上厚崎 431-17	(0287) 73-4422	(0287) 62-7776
22	さくら市	障がい者支援センター ふれあい	329-1312 さくら市櫻野435番地1	(028) 681-6666	(028) 681-6634
23		障害者相談支援センター 桜花	329-1311 さくら市氏家1786番地2	(028) 612-3488	(028) 681-3481
24		相談支援事業所 backyard	329-1411 さくら市鷲宿6番地	070(1404) 9165	
25	那須烏山市	那須烏山市障がい者 相談支援センター	321-0624 那須烏山市旭1-18-8	(0287) 80-1020	(0287) 80-1027
26	下野市	下野市障がい児者 相談支援センター	329-0492 下野市笹原26 下野市役所1階 社会福祉課内	(0285) 37-9970	(0285) 37-9970
27	上三川町	上三川障がい児者 生活相談支援センター	329-0611 上三川町上三川5082-15 上三川ふれあいの家ひまわり内	(0285) 38-6854	(0285) 38-6841
28	益子町				
29	茂木町	芳賀郡障害児者 相談支援センター	321-3423 市貝町市塙1720-1 市貝町保健福祉センター 内	(0285) 81-6565	(0285) 81-6564
30	市貝町				
31	芳賀町				
32	壬生町	あるしえん	321-0201 壬生町大字安塚2032-2	(0282) 86-7665	(0282) 25-7625
33	野木町	ライフサポート センター ゆめ	329-0111 野木町丸林582-1	(0280) 33-6951	(0280) 33-6952
34		みらい	329-0111 野木町丸林371-6	(0280) 57-2673	(0280) 57-2673
35	塩谷町	塩谷町障害者相談支援 センター ライキ園	329-2213 塩谷町熊ノ木1057-1 (福)同愛会ライキ園内	(0287) 45-2940	(0287) 45-2941
36	高根沢町	高根沢町障害児者生活 支援センター すまいる	329-1207 高根沢町花岡72番地2	(028) 612-2751	(028) 612-2751
37		障害者相談支援 センター いぶき	329-1204 高根沢町文挾374-1	(028) 612-7105	(028) 612-7106
38	那須町	地域生活支援センター ゆずり葉	325-0055 那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア 内	(0287) 63-7777	(0287) 73-7022
39		指定相談支援事業所 ノエル	329-3215 那須町寺子乙1994-19	(0287) 73-5315	(0287) 73-8636
40		総合相談支援事業所 ケアサプライ	329-3221 那須町漆塚762-102	(0287) 73-5311	(0287) 73-5312

No	市町	名 称	所在地	TEL	FAX
41	那珂川町	なかが和苑	324-0618 那珂川町小口1728	(0287) 92-5511	(0287) 92-5513
42		リヴェット	324-0505 那珂川町芳井840-4	(0287) 96-5555	(0287) 96-5556
43		那珂川町 社協相談支援事業所	324-0613 那珂川町馬頭560-1	(0287) 92-2226	(0287) 92-1295

(3) 栃木県障害者総合相談所

障害者総合相談所は、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所が統合された専門機関です。本相談所では、医療、教育、職業など各分野との連携を図りながら、総合的な相談、判定、評価等を行います。また、巡回相談や専門職員の派遣による市町や障害者支援施設への支援、各種研修会の開催、情報提供等も実施しています。

また、発達障害者支援センターふぉーゆう、高次脳機能障害支援拠点機関も設置されています。

① 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所

身体障害者更生相談所では、身体障害者に関する専門的な知識及び技術が必要とする方への助言、支援や巡回相談、自立支援医療(更生医療)・補装具の給付についての判定、身体障害者手帳の交付を行っています。

知的障害者更生相談所では、知的障害者に関する専門的な知識及び技術が必要とする方への助言、地域・施設への巡回相談、療育手帳の判定と交付を行っています。

□問合せ先 〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1(栃木県立リハビリテーションセンター内)
(身体障害者更生相談所) TEL. 028-623-7010
(知的障害者更生相談所) TEL. 028-611-1208 FAX. 028-623-7255

② 発達障害者支援センターふぉーゆう

発達障害者支援センターふぉーゆうは、発達障害児者への支援を総合的に行うことを目的とした中核機関です。発達障害児者と家族が豊かな地域生活を送れるように、関係機関と連携し地域における支援ネットワークを構築・活用しながら、発達障害児者や家族等からのさまざまな相談に応じています。また、発達障害に関する支援者向けの研修や就労支援等を行っています。

□問合せ先 〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1(栃木県立リハビリテーションセンター内)
TEL. 028-623-6111 FAX. 028-623-7255

※「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他、これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう(発達障害者支援法第2条)。

③ 高次脳機能障害支援拠点機関

高次脳機能障害支援拠点機関は、事故や病気などによる脳損傷の後遺症として、記憶や注意、社会的行動障害等により、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者への相談に応じるとともに高次脳機能障害に関する正しい理解の普及啓発や研修会等を行っています。

□問合せ先 〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1(栃木県立リハビリテーションセンター内)
TEL. 028-623-6114 FAX. 028-623-7255

(4) 栃木県精神保健福祉センター

栃木県精神保健福祉センターは、こころの健康づくりのための総合的・専門的な相談機関です。

精神的不安や悩みをはじめ、自殺やうつ病、思春期の問題、アルコール・薬物・ギャンブルなどの嗜癖に関する相談に応じるとともに、作業療法・認知行動療法などを取り入れた各種の精神科リハビリテーションを行っています。また、各種家族教室等の実施や地区組織活動への援助、精神保健福祉に関する教育・啓発にも取り組んでいます。



□問合せ先 〒329-1104 宇都宮市下岡本町2145-13

栃木県精神保健福祉センター TEL.028-673-8785 FAX.028-673-6530

<精神科救急医療相談電話 TEL.0570-666-990>

緊急に精神医療相談が必要になった時のために、夜間・休日の電話相談を行っています。

※ かかりつけの医療機関がある場合は、まずそちらにご相談ください。

※ 緊急的な精神医療相談が対象ですので、継続的なご相談はご遠慮ください。

・受付時間 平日(夜間) 17:00～翌日 8:30、休日(土・日・祝日・年末年始) 24時間

<こころのダイヤル TEL.028-673-8341>

こころの健康や悩みに関する電話相談を行っています。

・対応時間 9:00～17:00(土日、祝祭日、年末年始を除く)

(5) 子ども若者・ひきこもり総合相談センター(ポラリス☆とちぎ)

子ども若者・ひきこもり総合相談センター(ポラリス☆とちぎ)は、ひきこもり、ニート、不登校等さまざまな悩みや困難を抱える子ども若者と、その家族などへの支援を総合的に行うことを目的とした専門機関です。

電話、面接、訪問、メール、FAX での相談に応じ、関係機関と連携して、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の社会参加や自立に向けた取組を支援しています。

また、ひきこもりピア・サポーターによる Zoom を活用したオンラインの居場所や夜の居場所づくりなども併せて行っています。

□相談時間 火～土曜日 10:00～19:00(祝日、年末年始を除く)

□問合せ先 〒320-0055 宇都宮市下戸祭 2-3-3 TEL.028-643-3422 FAX.028-643-3452

中高年ひきこもり専用電話相談窓口 TEL.028-643-3438

メール soudan@polaris-t.net

(6) 栃木県医療的ケア児等支援センター(くくるん)

栃木県医療的ケア児等支援センターは、関係機関と連携して、医療的ケアが必要なお子さんとご家族等が地域で安心して自分らしく生活を送れるよう、電話、面談、訪問、メール、FAX による相談に応じています。

□相談時間 月～金曜日 9:00～17:00(土、日、祝日、年末年始、施設の休館日を除く)

□問合せ先 〒321-2116 宇都宮市徳次郎町 365-1(特定非営利活動法人うりずん内)

TEL.028-678-4601 FAX.028-665-7744

メール ikea-tochigi@hibari-clinic.com

ホームページ <https://www.kukurun.org/>

【※ 相談受付フォームから相談いただくと便利です。】

(7)民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市町と連絡をとりながら、身体障害者や知的障害者をはじめ、高齢者や児童、あるいは生活に困っている方たちの相談・援助にあたっています。

□問合せ先 各市福祉事務所又は町役場（P109、111）

(8)身体障害者相談員

身体障害者福祉に理解のある地域の協力者が相談員（原則として相談員自身が身体障害者）になり、最も身近にいる地域の相談員として、身体障害者又はその家族から様々な相談に応じています。

□問合せ先 各市福祉事務所又は各町役場（P109、111）

(9)知的障害者相談員

知的障害者福祉に理解のある地域の協力者が相談員（原則として知的障害者の保護者）になり、最も身近にいる地域の相談員として、知的障害者又はその家族から様々な相談に応じています。

□問合せ先 各市福祉事務所又は各町役場（P109、111）

(10)精神保健福祉相談

保健師等が、精神保健福祉に関する相談や訪問指導を行っています。

□問合せ先 県健康福祉センター（P108）又は宇都宮市保健所（P110）

(11)栃木県身体障害者総合相談所

身体障害者の結婚や介護に関する相談等に応じています。

相談日時は、水・金曜日と第2日曜日の10：00～15：00です。

□問合せ先 〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター
栃木県身体障害者団体連絡協議会内 TEL/FAX.028-623-6353

(12)障害者地域生活相談所(障害者110番)

地域における障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、栃木県弁護士会の協力により法的な助言や生活上の様々な相談に応じています。

相談日時は、月～金曜日の 9：30～16：00です。

□問合せ先 〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ
（一社）栃木県手をつなぐ育成会内
TEL.028-624-3789 FAX.028-624-8631

(13)とちぎ難病相談支援センター

とちぎ難病相談支援センターでは、難病患者及びその家族に対して、療養上又は日常生活上の悩みや不安などを解消するために、難病相談支援員及びピア・サポーター(難病当事者)が、電話、面接による相談を実施しています。その他、就労相談や専門医による医療相談、交流会、日常生活用具の展示及び貸出しを行っています。

【相談(電話・面接)】

相談日時は、月～金曜日の 10:00～12:00、13:00～16:00 です(祝日、年末年始を除く)。面接相談を希望される方は事前に予約してください。

※ 難病相談支援員(常駐 2 名)、ピア・サポーター(5 名・曜日ごとに 1 名常駐)

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/iryou/nanbyou/1234146324820.html>



ホームページ

【就労相談】

難病患者就労サポーター※による就職を希望する難病患者に対する症状を踏まえた就労支援や、在籍中に難病を発症した場合等の雇用継続の総合的な支援を行っています。

相談を希望される方は事前に予約してください。

※ 難病に関する知識を持つハローワークの専門スタッフ



医療相談
ホームページ

【医療相談】

疾患ごとに開催しています。相談を希望される方は、事前に予約してください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/iryou/nanbyou/1234147057266.html>

○令和 8 (2026)年度の予定

会場：とちぎ難病相談支援センター(宇都宮市駒生町 3337-1)

開催月	対象疾患	主な疾患
2026 年 5 月	免疫系疾患	全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎及び多発性筋炎
	神経・筋疾患	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
6 月	骨・関節系疾患	後縦靱帯骨化症、特発性大腿骨頭壊死症
	腎・泌尿器系疾患	I g A 腎症、一次性ネフローゼ症候群
7 月	神経・筋疾患	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	視覚系疾患	網膜色素変性症、黄斑ジストロフィー
8 月	神経・筋疾患 (リハビリ)	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	消化器系疾患 (難治性炎症性腸管障害・肝・膵)	潰瘍性大腸炎、クローン病、原発性胆汁性胆管炎、 自己免疫性肝炎
9 月	神経・筋疾患	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	循環器系疾患	特発性拡張型心筋症、肥大型心筋症
10 月	神経・筋疾患	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	皮膚・結合組織疾患	全身性強皮症、混合性結合組織病

開催月	対象疾患	主な疾患
11 月	呼吸器系疾患	サルコイドーシス、特発性間質性肺炎
	血液系疾患	再生不良性貧血、免疫性血小板減少症
12 月	神経・筋疾患	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	内分泌系疾患	下垂体前葉機能低下症、 下垂体成長ホルモン分泌亢進症
2027 年 1 月	神経・筋疾患（リハビリ）	パーキンソン病、脊髄小脳変性症、 筋萎縮性側索硬化症、重症筋無力症
	骨・関節系疾患	後縦靱帯骨化症、特発性大腿骨頭壊死症

□問合せ先 とちぎ難病相談支援センター

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 1 階

TEL. 028-623-6113 メール：nanbyou@royal.ocn.ne.jp

6 療育

(1) 早期発見と療育指導

① 先天性代謝異常等検査事業

先天性代謝異常等検査は、生まれつき代謝やホルモンを作る働きが十分でないため、全身に影響を与える病気を赤ちゃんのうちに早期に発見し、治療することにより病気による障害の発症を予防するために行う検査です。これらの病気は、早期に治療することにより障害の防止や軽減につながります。

検査の申込書は医療機関に設置されています。申込書に必要事項を御記入の上、出産する医療機関に提出してください。検査料は栃木県で負担しますが、採血料は自己負担となります。

病気の区分	検査の対象となる病気の名前	どんな病気か
アミノ酸代謝異常症（5疾患）	フェニルケトン尿症、ホモシスチン尿症、メープルシロップ尿症、アルギニノコハク酸尿症、シトルリン血症Ⅰ型	体内のアミノ酸を分解する酵素の働きが不十分のために、アミノ酸が分解されず、嘔吐や知能障害を起こす可能性のあるものです。
有機酸代謝異常症（7疾患）	プロピオン酸血症、メチルマロン酸血症、複合カルボキシラーゼ欠損症、イソ吉草酸血症、ヒドロキシメチルグルタル酸血症、メチルクロトニルグリシン尿症、グルタル酸血症Ⅰ型	体内のアミノ酸を分解する有機酸の働きが不十分のために、有機酸が体内に溜まり、嘔吐・痙攣等を起こしたりする可能性があるものです。
脂肪酸代謝異常症（5疾患）	中鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症、極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症、三頭酵素/長鎖 3-ヒドロキシアシル CoA 脱水素酵素欠損症、カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-1 欠損症、カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-2 欠損症	脂肪からエネルギーを生成することが不十分のため、エネルギー不足になって重度の体調不良を起こす可能性のある疾患です。
糖代謝異常症	ガラクトース血症	糖を代謝する酵素の働きが不十分のために、発達の遅れ、嘔吐などを起こす可能性のあるものです。

内分泌代謝異常症 (2疾患)	先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下症	ホルモンやホルモンの分泌に関係する酵素の働きが不十分なため、発育の遅れなどを起こす可能性のあるものです。
脊髄性筋萎縮症	脊髄性筋萎縮症	運動神経細胞の異常によって筋力低下、筋肉萎縮の病気が起こります。
複合免疫不全症	重症複合免疫不全症	生まれつき免疫機能が働かず感染症にかかりやすくなります。高熱や重度の肺炎を繰り返すほか、疾患の診断を受けずに BCG やロタウイルスなどの生ワクチンを接種すると重篤な副反応を発症します。

②新生児聴覚検査

新生児聴覚検査は、赤ちゃんの耳の聞こえ(聴覚)の障害を早期に発見し、適切な療育を受けることができるよう、生まれて間もない時期に行う検査です。

検査では、眠っている赤ちゃんに小さな音を聞かせて、その刺激への反応をコンピュータで解析し、判定します。

耳の聞こえの障害をできるだけ早く発見し、適切な療育を受けることは、赤ちゃんの言葉の発達につながります。

③乳幼児健康診査

乳幼児の身体発育、精神発達等の異常の早期発見を行うとともに、発育・発達や子育て等についての指導を行っています。

・実施主体市町

・対象乳児(対象月齢は市町により異なります)、1歳6ヶ月児、3歳児

□問合せ先 市町の母子保健担当課(P110~112)

④乳幼児二次健康診査(発達相談)

市町が実施する乳幼児健康診査等において発見された、精神・運動発達面等に問題のある、又は将来、障害をもたらすおそれのある乳幼児等を対象に、専門スタッフによる健診及び相談を行っています。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P108)

栃木市こども家庭センター、小山市こども家庭センター(P110)

下野市こども家庭センター(P111)

⑤市町における療育指導

乳幼児健康診査等において、精神・運動発達面等で経過観察及び指導が必要とされた乳幼児等に対し、療育指導を行っています。

No	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
1	宇都宮市	子ども発達相談室 (発達相談)	〒320-0851 宇都宮市鶴田町 970-1 宇都宮市 子ども発達センター	宇都宮市 子ども発達 センター	(028) 647-4720
		カンガルー教室 (早期療育)			
		なないろ教室 (専門療育)			
2	足利市	発達相談 つくしっ子広場	326-0808 足利市本城 3 丁目 2022-1 足利市保健センター	足利市 こども相談課	(0284) 22-4513
3	栃木市	乳幼児発達相談	328-0027	栃木市	(0282)

No	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
		のびのび相談	栃木市今泉町 2-1-40 栃木市 栃木保健福祉センター等	こども家庭 センター	25-3505
		にこにこ教室			(0282)
		未就学児ことばの教室			20-7705
4	佐野市	ぼっぼ広場(親子教室) にこにこ発達相談 のびのび発達相談 子育てこころの相談 ことばの相談 運動の相談	327-0003 佐野市大橋町 2042 佐野市保健センター	佐野市 こども家庭 センター	(0283) 85-7317
5	鹿沼市	発達相談	322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1	鹿沼市健康課	(0289) 63-2819
		のびのび発達相談	322-0064 鹿沼市文化橋町 1982-18 鹿沼市民情報センター	鹿沼市 こども・家庭 サポートセンター	(0289) 63-8322
6	日光市	子育て教室(心理相談)	321-1262 日光市平ヶ崎 109	日光市健康課	(0288) 21-2756
		あおぞら教室(言語・コミュニケーション)	日光市 今市保健福祉センター等		
7	小山市	母子心理相談 のびっこ発達相談 (二次健診) のびっこクラス	323-8686 小山市中央町 1-1-1	小山市 子育て家庭支援課 こども家庭 センター	(0285) 22-9525
		幼児ことばの教室	323-0024 小山市宮本町 1-3-1 小山第一小学校	小山市 こども教育課 (保育課内)	(0285) 22-9649
			323-0807 小山市城東 1-16-1 小山城東小学校		
			329-0214 小山市乙女 1954 乙女小学校		
8	真岡市	幼児ことばの教室	321-4305 真岡市荒町 5131 真岡市複合交流拠点施設 monaca 真岡市子育て支援センター	真岡市 こども家庭課 (母子健康係)	(0285) 83-8121
		遊びの教室	321-4325 真岡市田町 1349-1		
		育児相談(発達・心理)	ふれあい福祉プラザ内		
9	大田原市	すこやか相談 (発達相談)	324-0043 大田原市浅香 3-3578-747 大田原市福祉センター	大田原市 こども支援課	(0287) 23-8634
10	矢板市	個別発達相談	329-2192 矢板市本町 5-4 矢板市保健福祉センター	矢板市 こども家庭 センター	(0287) 44-3600
		ことばの相談			
		運動発達相談			
		親子ふれあい遊び教室			
		あおりんご教室 (年長児小集団教室)			
11	那須 塩原市	発達相談	325-0057 那須塩原市黒磯幸町 8-10 黒磯保健センター	那須塩原市 子育て相談課	(0287) 38-1356
			329-2705 那須塩原市南郷屋 5-163 西那須野保健センター		

No	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
		発達支援室 (おひさまルーム)	325-0042 那須塩原市桜町 1-5 那須塩原市 子育てサポートステーション	那須塩原市 子育て相談課 子育てサポート ステーション	(0287) 64-5531
12	さくら市	ぺんぎん教室 (親子支援事業) とまと教室 (就学支援事業) うんどうの相談 こども発達相談 ことばの相談	329-1312 さくら市櫻野 1319-3 氏家保健センター	さくら市 こども家庭 センター	(028) 616-3732
13	那須 烏山市	5歳児発達相談 発達相談(発達・心理) みかん教室	321-0526 那須烏山市田野倉 85-1 那須烏山市保健福祉センター	那須烏山市 こども課	(0287) 88-7116
14	下野市	のびのび教室 たけのこ教室 乳幼児発達二次健康診査	329-0414 下野市小金井 789 下野市 保健福祉センターゆうゆう館	下野市 こども家庭 センター	(0285) 32-8921
15	上三川町	のびのび教室 子育て発達支援相談 にこにこ相談 ことばの相談	329-0617 上三川町上蒲生 127-1 上三川いきいきプラザ 保健センター	上三川町 子ども家庭課	(0285) 56-9132
16	益子町	ことばの教室	321-4217 益子町益子 1591-3 益子町保健センター	益子町 福祉子育て課	(0285) 70-1121
17	茂木町	ことばの教室	321-3531 茂木町茂木 1043-1 茂木町保健福祉センター 元気アップ館	茂木町 保健福祉課	(0285) 63-2555
18	市貝町	ことばの教室	321-3423 市貝町市塙 1720-1 市貝町保健福祉センター	市貝町 町民くらし課 (健康づくり係)	(0285) 68-1133
19	芳賀町	わくわく教室	321-3307 芳賀町祖母井南 1-6-1 芳賀町保健センター	芳賀町 子育て支援課	(028) 677-6040
20	壬生町	いちごチャレンジ (親子教室) ことばの相談 いろはにこんぺいとう なないろ相談 (育児発達相談)	321-0214 壬生町壬生甲 3843-1 壬生町保健福祉センター ことばの相談のみ役場で実施 321-0292 壬生町壬生甲 3841-1 壬生町役場	壬生町 こども未来課	(0282) 81-1887
21	野木町	すくすくルーム (発達心理相談) ドレミくらぶ (親子教室) 幼児ことばの教室	329-0195 野木町丸林 571 野木町保健センター 329-0111 野木町丸林 582-1 野木町総合サポートセンター	野木町 健康福祉課 野木町 こども教育課	(0280) 57-4171 (0280) 57-4209

No	市町	名称	実施場所	実施機関	TEL
22	塩谷町	ことばの相談	329-2292 塩谷町玉生 955-3	塩谷町 健康生活課	(0287) 45-1119
		子育て相談	塩谷町役場		
23	高根沢町	ことばの相談	329-1233 高根沢町宝積寺 1220 番地 2	高根沢町 健康福祉課	(028) 675-4559
		こども相談	高根沢町保健センター		
24	那須町	乳幼児発達相談	329-3215 那須町寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須内 那須町子育て支援センター	那須町 こども未来課	(0287) 71-1137
		げんきっこ教室			
		ちびっこ教室			
		ひよっこ教室			
25	那珂川町	乳幼児発達相談	324-0501 那珂川町小川 869	那珂川町 子育て支援課	(0287) 92-4085
		早期療育支援 かるがも教室(2・3歳児)	おひさま広場		
		ひまわり教室(5歳児)	324-0613 那珂川町馬頭 560-1 馬頭総合福祉センター		

県関係機関ガイダンス③

地方独立行政法人 栃木県立リハビリテーションセンター こども発達支援センター

こども発達支援センターは、こころやからだの発達に課題のあるお子さんが、親子で利用できる児童福祉法に基づく児童発達支援センターです。

発達に気になる点がある、生活上の困難さを抱えているなどのお子さんとそのご家族に対して、保育士、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の専門職員が、併設するリハビリテーションセンターの小児科医や整形外科医と連携しながら支援します。

また、保育園や幼稚園、小学校などの集団生活がスムーズに送れるように専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」にも取り組んでいます。お子さんだけでなく、ご家族や日々の生活を支える職員や先生方にも寄り添い、お子さんの健やかな生活を支援します。

□地方独立行政法人

栃木県立リハビリテーションセンター こども発達支援センター

(所管:施設部通園療育課)

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 TEL.028-623-6128 FAX.028-623-6129

(2)障害児通所支援

障害児通所支援に関するサービスを提供している事業所については、下記 URL または二次元コードから、県公式ホームページ『あなたの街で利用可能な事業所リスト(指定事業者)』を開き、「障害児施設(県指定分)」に示した項目をそれぞれ閲覧してください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/shogai_jigyosha.html



①児童発達支援センター

未就学の障害児が通園して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

また、肢体の不自由な児童が、通園して治療を受けるとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。

その他、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行います。

②児童発達支援・放課後等デイサービス

児童発達支援は、未就学の障害児が通園して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

放課後等デイサービスは、学校に就学している障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を受けられます。

③居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、外出することが困難な障害児に対し、居宅への訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

④保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児に対して、保育所等を訪問し、保育所等における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑤障害児短期入所

居宅で介護等を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害児を短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

(3) 障害児入所支援(障害児入所施設)

障害児入所施設への入所や指定発達支援医療機関への入院をする障害児の保護や日常生活における基本的な動作並びに自立に必要な知識技能を習得するための支援を行うとともに、医療が必要な障害児にあっては治療を行います。①～③の表は、サービスの種類別にまとめたものです。

①福祉型障害児入所施設

障害児が入所して、施設で生活しながら社会に適応するための知識や技能の指導を行います。

No	事業所名	所在地	主たる障害	定員	TEL	FAX	設置者
1	たかはら学園	329-1573 矢板市越畑226	知的障害	15	(0287) 48-0304	(0287) 48-1927	(福) たかはら学園
2	桜ふれあいの郷	329-1304 さくら市鍛冶ヶ澤269-1	知的障害	15	(028) 682-6611	(028) 682-6647	(福) とちぎ健康福祉協会

3	国分寺学園	329-0416 下野市国分寺1127-1	知的障害	20	(0285) 44-1478	(0285) 44-5666	(福)下野会
4	大和久学園	321-0533 那須烏山市南大阿久956-2	知的障害	20	(0287) 88-2041	(0287) 88-9696	(福) 大和久福祉会

②医療型障害児入所施設

障害児が入院して、適切な治療を受けるとともに、施設で生活しながら社会に適応するための知識や技能の指導を行います。

No	事業所名	所在地	主たる障害	定員	TEL	FAX	設置者
1	あしかがの森 足利病院	326-0011 足利市大沼田町615	重症心身 障害	194	(0284) 91-0611	(0284) 91-2867	(福) 全国重症心身障害 児(者)を守る会
2	星風会病院 星風院	328-0004 栃木市田村町925-2	重症心身 障害	60	(0282) 27-5222	(0282) 27-5482	(福)星風会
3	なす療育園	324-0011 大田原市北金丸 2600-7	重症心身 障害	50	(0287) 20-5100	(0287) 20-5121	(福)邦友会
4	栃木県立リハビリ テーションセンター こども療育センター	320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1	肢体 不自由	30	(028) 623-6138	(028) 623-6139	(地独) 栃木県立リハビリ テーション センター

③指定発達支援医療機関

独立行政法人国立病院機構または国立精神・神経医療研究センターが設置する医療機関のうち内閣総理大臣が指定した医療機関に入院する障害児に対して、治療や発達支援を行います。

事業所名	所在地	主たる障害	定員	TEL	FAX	設置者
国立病院機構 宇都宮病院	329-1193 宇都宮市下岡本町2160	重症心身 障害	100	(028) 673-2111	(028) 673-6148	(地独) 国立病院機構

7 障害者手帳

(1)身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要になります。



①障害の種類

視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語又はそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害

②障害の程度

1～6級（詳しくはP116～118の身体障害者障害程度等級表をご参照ください。）

③申請手続

本人が市福祉事務所又は町役場に対して、「身体障害者手帳交付申請書」「知事の指定した医師の診断書」「写真（横3cm×縦4cm）」を提出してください。

また、「手帳の交付を受ける方の個人番号（マイナンバー）が分かるもの（通知カード又は個人番号カード）」を持参してください。

④障害の程度変更

障害の程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書を添えて申請してください。

⑤居住地・氏名の変更

転居された場合、速やかに転居先の市福祉事務所又は町役場に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合にも居住地の市福祉事務所又は町役場に届け出てください。

⑥再交付

紛失、破損、又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、写真を添えて再交付の申請をしてください。

⑦返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳は知事に返還しなければなりません。

⑧その他注意事項

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

15歳未満の児童については、保護者の方が本人に代わって申請してください。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P109、111）

(2)療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）と保護者の方に療育の指導や知識の普及及び援護の措置を受ける利便に役立てるために、知的障害児（者）に交付しています。



- ①障害の程度 栃木県においては、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4段階
※ 詳しくは、P120の知的障害の判断基準をご参照ください。

②申請手続

本人が、市福祉事務所又は町役場に対して、「療育手帳交付等申請（届出）書」及び「写真（横3cm×縦4cm）」を提出してください。

③再判定

手帳交付の際に次回の判定時期が指定されますので、その時期までに、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は障害者総合相談所で、それぞれ再判定を受けてください。

④居住地・氏名の変更

転居された場合は、速やかに転居先の市福祉事務所、又は町役場に「療育手帳交付等申請（届出）書」に療育手帳を添えて提出してください。

氏名を変更された場合も上記「申請（届出）書」を提出してください。

⑤再交付

紛失、破損又は年数の経過等により容貌が著しく変化して、写真によって本人を認識することが困難になった場合には、再交付の申請をしてください。

⑥返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合等は、手帳

(4)手帳所持者が利用できる各種制度等

障害者を対象とした各種制度を利用する場合には、障害者手帳を呈示することによって資格の確認が容易になります。制度によっては所得制限や診断書による判定等の条件を設けていますので、詳しいことは関係する窓口にお問い合わせください。

制度等の名称		身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			掲載 ページ
		1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3	
県営住宅	入居資格(収入基準)の緩和	○	○	○	○			○	○	○		○	○		16
	単 身 入 居	○	○	○	○			P16で確認してください。				○	○	○	16
	優 先 入 居	○	○	○	○			○	○	○		○	○		16
行動範囲の拡大	鉄道・バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18・19
	航空旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
	有料道路通行料の割引	○	○	○	○	○	○	○	○						19
	ハイヤー・タクシー利用に対する助成	市町により内容が異なりますので、P20 で確認してください。													20
	運転免許取得費用の助成	市町により内容が異なりますので、市福祉事務所又は町役場(P109、111)にお問い合わせください。													21
	自動車改造費用の助成														22
医療	自立支援医療(更生医療)	○	○	○	○	○	○								26
	重度心身障害者医療費の助成	障害の程度により利用条件が異なりますので、P27で確認してください。													27
補 装 具 費 の 支 給		○	○	○	○	○	○								54
日常生活用具の給付・貸与		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				55
手 当	特 別 障 害 者 手 当	○	○					○							59
	障 害 児 福 祉 手 当	○	○					○	○						59
	特 別 児 童 扶 養 手 当	○	○	○	○			○	○	○	△				60
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○	○	○	○	○		61
税 金 等	税 金 の 減 免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	65
	NHK受信料の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	67
	NTTふれあい案内(無料番号案内)	障害種別により内容が異なりますので、詳細は P68 で確認してください。						○	○	○	○	○	○	○	68
	携帯電話の基本使用料等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	69・70
	県立施設使用料等の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	71

※ △は、特別児童扶養手当認定診断書により該当となる場合があります。